



加東市マスコット
加東伝の助

乳幼児等及び子ども医療費助成制度

乳幼児等及び子ども医療費助成制度について

加東市と兵庫県の補助により、0歳から18歳到達の年度末までのお子様を対象に、医療機関等を受診したときの自己負担（保険診療分）が無料となる制度です。

【助成区分】

制度名	対象者	外来・入院の負担額	受給者証
乳幼児等医療費助成制度	0歳から9歳(小3)	自己負担額なし (0円)	乳幼児等医療費受給者証
子ども医療費助成制度	10歳(小4)～18歳(高3)		子ども医療費受給者証

対象者（以下の要件を全て満たす方）

- ・加東市に住民登録をしている、0歳～高校3年生(18歳到達後、最初の年度末(3月31日))までの子ども
※高等学校に通っていない方も対象です。
- ※4月1日生まれの方は、18歳の誕生日前日の3月31日までが助成対象期間となります。
- ※所得制限はありません。
- ※市外の学校に在学するため、一時的に学生寮が所在する市区町村で住民登録をされている方は、在学及び在寮を証明できるものを提出することで、助成を受けられます。

乳幼児等及び子ども医療費助成制度で医療を受けるとき

- ・兵庫県の医療機関等を受診するとき、マイナ保険証または資格確認書と受給者証を提示してください。
- ・保険診療分のみが助成対象です。
(保険適用外:入院時の食事代/差額ベッド代/文書料/容器代/予防接種代/健康診断/審美医療/選定療養費 等)
- ・入院・通院に関わらず、医療費が高額になる場合、加入の健康保険に「限度額適用認定証」の申請をしていただき、受給者証と併せて医療機関へ提示してください。
※マイナ保険証を利用される方は不要です。
- ・訪問看護サービスの利用でも、受給者証が使用できます。受給者証を提示することで、訪問看護サービスの自己負担額が助成されます。
※訪問看護の利用において、他の国公費負担医療制度が適用になる場合は、そちらの制度を利用したうえで、受給者証を併用することができます。

令和8年7月からの変更点

- ・他の国公費負担医療制度(自立支援医療、小児慢性特定疾病、指定難病等)の受給者である場合、当該制度を利用したうえで、受給者証を併用することができます。当該制度の受給資格が確認できるものと併せて提示してください。

学校などでケガをしたとき

- ・兵庫県の指導により、保育所/認定こども園/小・中学校等の管理下(登下校中も含む)におけるけが等に対しては、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(※1)が優先されるため、福祉医療制度の助成対象外としています。医療機関を受診する場合は、窓口で「学校でのけがのため、福祉医療が利用できない」旨を申し出てください、マイナ保険証または資格確認書のみを提示して受診し、学校園等を通じて日本スポーツ振興センターへ災害共済給付金の請求手続きを行ってください。
給付を受けられなかった場合(治療にかかった医療費の合計額が災害共済給付の基準額(※2)未満である場合など)は、裏面の『受給者証が使用できないとき（払い戻しの方法）』をご覧ください。
- ※1 一般的に医療費(保険診療点数×自己負担割合分)に加えて、保険診療点数の1割の見舞金支給されます。
- ※2 初診から治療するまでの医療点数において500点(就学児1,500円、未就学児1,000円)

受給者証が使用できないとき（払い戻しの方法）

兵庫県外の医療機関等を受診するとき、補装具を作ったとき、受給者証を提示し忘れたときなどは、後日、市役所で手続きをすることで、負担金の払い戻しが受けられます（償還払い）。

事 由	必要な持ち物
・ 県外受診 ・ 証未提示	① 領収書 ② 乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 本人名義の振込口座のわかるもの (⑤ 対象となる公費負担医療制度の受給者証 ※他の国公費負担医療制度で受診した方) (⑥ 自己負担上限額管理票 ※小児慢性等で自己負担上限額管理票がある場合のみ)
・ 補装具 (治療用装具)	① 領収書・領収明細書 ② 乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 保護者名義の振込口座のわかるもの ⑤ 医師の意見書の写し ⑥ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）
・ 10割負担 (資格確認書等を提示できなかったとき)	① 領収書 ② 乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証 ③ 医療保険の資格情報が確認できるもの(※) ④ 保護者名義の振込口座のわかるもの ⑤ 健康保険組合等発行の支給決定通知書（加東市国民健康保険の方は不要）

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの医療保険資格情報のいずれかが必要です。
ただし、マイナ保険証を窓口で提示する場合、暗証番号4桁の入力が必要です。

その他の手続き（以下の場合は届出が必要です）

- ・ 氏名、住所、医療保険またはその内容に変更があったとき
- ・ 離婚や再婚等で、保護者または扶養義務者が変更になったとき
- ・ 受給者証を紛失したとき
- ・ 交通事故で乳幼児等医療費受給者証／こども医療費受給者証を使って受診するとき

※交通事故などの第三者(加害者)の行為によるけがの治療に対して、受給者証を使って医療機関を受診した場合、加害者が支払うべき治療費を加東市が代わりに医療機関などに支払いをしていることになります。

後日、加東市から加害者の方に治療費を請求する必要があるため、速やかに届出をしてください。

▼電子申請で提出できます



変更・喪失届



再交付

適正な受診を心がけましょう！

こどもの急病、ケガなどで困りのときは、**小児救急医療電話相談（＃８０００）**をご利用ください。
休日・夜間の急なこどもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がいいのかなど判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話による相談ができるもので、お子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

●電話番号 **＃８０００**または**０７８－３０４－８８９９**（ははきゅうきゅう）

●相談時間 平日・土曜日：１８時～翌朝８時 日曜祝日及び年末年始：８時～翌朝８時

【お問い合わせ：加東市市民協働部 保険医療課 医療係 ☎0795-43-0501（直通）】